

## 第8回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

### 事業報告

企業集団の現況に関する事項  
事業の経過及び成果  
対処すべき課題  
財産及び損益の状況の推移  
主要な事業内容  
主要な営業所及び工場  
従業員の状況  
主要な借入先及び借入額  
会社の株式に関する事項  
会社の新株予約権等に関する事項  
会社役員に関する事項  
重要な兼職の状況  
責任限定契約の内容の概要  
補償契約の内容の概要  
役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
社外役員に関する事項  
会計監査人の状況  
会社の体制及び方針

### 連結計算書類

連結貸借対照表  
連結損益計算書  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

### 計算書類

貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

### 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書  
会計監査人の監査報告書  
監査役会の監査報告書

株式会社技術承継機構

## 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

経営者の高齢化を背景とする中小企業の事業承継問題は年々、深刻になっております。経済産業省が公表している「中小M&Aガイドライン」においても、事業承継を日本の重大課題として認識した上で、M&A促進を図る方針を打ち出しております。今後は政府による後押しも加わって、事業承継M&Aは更に増加していくと想定しております。

当社グループが譲受対象としている中小製造業においては、原材料価格高騰や人材不足等の影響が大きく、先行き不透明な状況が続いております。また、大企業の資本効率化に伴うカーブアウト推進、中堅上場企業の非上場化検討、非上場企業オーナーが更なる発展の手段として検討するM&Aも増加傾向にあります。

こうした状況の中、当社グループは「製造業の技術を次世代につなぐ」というミッションの下、積極的に製造業・製造業関連事業を営む会社の譲受を推進しております。当社が解決する課題は後継者問題にとどまらず、個社での成長に伸び悩みを感じる企業の譲受にも取り組んでおります。IT活用（DX）停滞や人材不足といった課題に対して、生産管理システム導入やウェブマーケティング、各種転職媒体やエージェントを活用した積極的な採用を含めた包括的な経営支援を提供し、それぞれの企業が持つ強みを最大限に引き出すことで、持続的な成長を実現し、強固な企業グループを構築しております。

さらに、当連結会計年度においては新たに7グループ（株式会社ミヤサカ工業、株式会社サンテック産業、株式会社神田鉄工所、株式会社アルファシステム、株式会社山泰製作所及び山泰鋳工所、株式会社多賀製作所、株式会社アドバンス）の譲受を行うなど、新規の譲受活動にも積極的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,961百万円、営業利益は1,432百万円、経常利益は1,416百万円、負ののれん発生益2,339百万円を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は3,091百万円となりました。

### (2) 対処すべき課題

#### ① 経営方針と中長期目標

当社グループは、後継者不足に悩む、または更なる成長を目指す中小製造業・製造業関連事業を営む会社の譲受を行い、各社の技術・技能を次世代につなぐことをミッション・経営方針としています。製造業は技術と業態の理解にハードルがあるため、事業承継ニーズに対応できる引き受け手が少ない状況にあります。一方で、ニッチ市場において技術力を発揮して高収益を上げている中小企業は多く存在しています。

当社グループは、各社の技術・技能を次世代に継承するために、譲受を推進し、譲受した会社の管理体制強化、人材採用、IT導入等の各種支援を実施しております。今後も、上記の取組みを継続して実施することで、永続的な企業価値向上を目指しております。

## ② 外部環境認識

経営者の高齢化や日本社会におけるM&Aの浸透を背景に、国内中小企業のM&A件数は年々増加しております。今後も長期的にM&A件数の伸長が見込まれるため、当社にとっては大きなビジネスチャンスであると捉えております。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第5期 2022年12月期	第6期 2023年12月期	第7期 2024年12月期	第8期 (当連結会計年度の 2025年12月期)
売上高	6,804	9,327	11,051	14,961
経常利益	541	926	1,548	1,416
親会社株主に帰属する 当期純利益	148	1,613	901	3,091
1株当たり当期純利益	19.03円	206.49円	114.30円	353.82円
総資産	9,185	14,749	15,416	30,826
純資産	1,323	3,113	4,002	9,211
1株当たり純資産	149.94円	362.59円	495.04円	1,029.91円

(注) 1. 当社は、2022年3月10日付で株式1株につき50,000株の割合をもって株式分割を行っております。また、2024年11月1日付で株式5株を1株に株式併合しております。そこで、第5期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第5期、第6期及び第7期の金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を記載しております。

## (4) 主要な事業内容

中小製造業・製造業関連事業を営む会社の譲受、及び譲受企業への経営支援

(5) 主要な営業所及び工場（2025年12月31日現在）

①当社

本社 東京都渋谷区

②子会社

株式会社豊島製作所 埼玉県東松山市

株式会社天鳥 山梨県韮崎市

株式会社山泰製作所 新潟県南魚沼市

株式会社山泰鋳工所 新潟県三条市

株式会社多賀製作所 埼玉県上尾市

多賀精密五金（天津）有限公司 中国天津市

(6) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
1,208名	650名増

(注) 従業員数には期間従業員を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	1名減	40.5歳	2.3年

(7) 主要な借入先及び借入額

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	2,797
株式会社武蔵野銀行	1,659
株式会社東和銀行	1,560

## 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数  
普通株式 31,500,000株
- (2) 発行済株式総数  
普通株式 8,845,978株
- (3) 株主数 1,672名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
	普 通 株 式	
新居 英一	5,797,634	65.54
藤井 陽介	510,000	5.77
INTERACTIVE BROKERS LLC	220,284	2.49
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS. CORP	208,600	2.36
BANQUE DE LUXEMBOURG - CLIENT ACCOUNT	193,300	2.19
佐藤 大央	130,000	1.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	127,600	1.44
BBH CO FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FUND	118,000	1.33
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	112,197	1.27
亀田 藍子	112,000	1.27

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（16株）を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 会社役員に関する事項

### (1) 重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況
新居英一	
堀江藍子	
志賀俊之	株式会社and Capital 社外取締役 株式会社スマートドライブ 社外取締役 ダイナミックマッププラットフォーム株式会社 社外取締役
岩間正俊	国立大学法人 長岡技術科学大学 技術革新フロンティア教育センター 特任教授
沖田美恵子	弁護士 島田法律事務所 パートナー
檜原英治	税理士、公認会計士 税理士法人優和 社員税理士

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を一定の範囲で保険者が補填するものであります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の全ての子会社の取締役、及び監査役、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役志賀俊之氏は、株式会社and Capital、株式会社スマートドライブ並びにダイナミックマッププラットフォーム株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

監査役沖田美恵子氏は、島田法律事務所の弁護士（パートナー）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

監査役榎原英治氏は、税理士法人優和の社員税理士であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

## ② 各役員の主な活動状況

	出席状況	発言状況
社外取締役 志賀俊之	当事業年度開催の取締役会 20回全てに出席	企業経営経験者としての豊富な知見に基づき、取締役会及び社内重要会議に出席し、経営に対する提言や発言を行っております。
社外監査役 沖田美恵子	当事業年度開催の取締役会 20回及び監査役会14回全てに出席	検事経験者及び弁護士としての豊富な知見及び経験を活かし、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 榎原英治	2025年5月13日就任後開催の取締役会11回のうち10回に出席し、就任後開催の監査役会8回全てに出席 (注)	税務分野に関する幅広い業務経験を活かし、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 榎原英治氏は、2025年5月13日付で東京地方裁判所の選任決定を受け一時監査役として就任しております。2025年5月14日開催の取締役会について、開催時点において選任決定通知書が未達であったことからやむを得ず欠席となったものです。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬 500万円

非監査業務に基づく報酬 2

(注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を監査証明業務に基づく報酬に記載しております。

2. 監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針について、当社では特段の定めを設けておりませんが、監査内容及び監査日数等を勘案し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定する方針です。当監査役会は、監査法人の監査計画を確認の上、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、監査法人の報酬等につき同意を行っております。

### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であ

る、コンフォート・レター作成業務等についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に求められる独立性、専門性及び品質管理等の評価を行った上で、再任又は不再任の決定を行うこととしております。

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することを検討いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。検討の結果、会計監査人の解任を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去二年間に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書に記載された財務書類等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のないものと証明したため。

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム構築に関する基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス規程」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
  - (2) 原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、社外取締役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
  - (3) 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
  - (4) 監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
  - (5) 管理部の責任者を内部監査責任者とし、内部監査責任者は監査担当者を指揮・統率し、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
  - (6) 「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期の発見及び是正を図る。
  - (7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録することとし、文書の作成、管理等に関する規程類を整備・運用する。
  - (2) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報及び個人情報適切に取扱うための規程類を整備・運用する。また、社内研修等の機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
  - (3) 会社法、金融商品取引法及び証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループの業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の方針、体制並びにリスク発生時の対応等を明確化する。
  - (2) 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - (3) 内部監査担当者による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。
  - (4) 財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。
  
4. 取締役及び使用人（従業員）の職務執行の効率性の確保に関する体制
  - (1) 「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において経営組織、職制、業務分掌並びに職位別の決裁事項及び決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
  - (2) 取締役会において事業計画を定めるとともに、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役会及び経営会議において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
  - (3) 社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化を図る。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備に努める。
  
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
  - (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
  - (3) 当社が設置する内部通報窓口は、当社及び当社子会社の全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
  - (4) 内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
  - (5) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、取締役及び使用人から子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

9. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」を準用し、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することのないような措置を講ずる。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 「監査役会規程」の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、監査役による監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。
- (2) 監査役会は、必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒヤリングの機会を設けることができる。
- (3) 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般について

当社及び主な当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を管理部がモニタリングし、改善を進める。

2. コンプライアンスについて

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、ハラスメントやインサイダー取引等の法令遵守や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行う。

3. 内部監査について

期初に定めた内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、指摘した事項については、改善状況のフォローアップを行う。また、監査結果は代表取締役への報告や監査役会との情報連携を定期的に行うとともに、意見交換を実施している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社エアロクラフトジャパン	神奈川県横浜市都筑区川向町922-16	1,236	4,903
株式会社アルファシステム	長野県飯田市山本5360-1	1,062	4,903
株式会社神田鉄工所	兵庫県淡路市浅野南185-1	997	4,903
株式会社多賀製作所	埼玉県上尾市領家山下1210-1	2,465	4,903
株式会社山泰製作所	新潟県南魚沼市宮字西原2294-8	1,396	4,903
株式会社アドバンス	大阪府大阪市西淀川区福町1-11-29	1,676	4,903

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在、成長過程にあると考えており、新たな製造業の譲受や既存譲受企業における設備投資等の積極的な事業展開を行っていくことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから、設立以来優先株式に係る配当を除き、配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、事業拡大のための投資及び既存事業の必要運転資金としての現金活用を優先する方針です。将来的には、各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら自社株買い又は配当といった形で株主への利益還元を検討してい

く方針であります。

当社は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、併せて「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>16,941</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>9,312</b>
現金及び預金	9,566	支払手形及び買掛金	1,023
受取手形	19	電子記録債務	556
売掛金	2,926	短期借入金	3,406
電子記録債権	586	1年内償還予定社債	15
商品及び製品	1,154	1年内返済予定長期借入金	2,164
仕掛品	970	リース債務	49
原材料及び貯蔵品	1,226	未払法人税等	494
その他の	505	契約負債	86
貸倒引当金	△10	賞与引当金	67
<b>II 固定資産</b>	<b>13,885</b>	その他の	1,452
(有形固定資産)	8,399	<b>II 固定負債</b>	<b>12,303</b>
建物及び構築物	2,193	社債	26
機械装置及び運搬具	2,520	長期借入金	10,307
土地	3,224	リース債務	261
リース資産	278	繰延税金負債	199
その他有形固定資産	183	退職給付に係る負債	518
(無形固定資産)	3,085	役員退職慰労引当金	755
のれん	3,008	その他の	237
その他	77	<b>負債合計</b>	<b>21,615</b>
(投資その他の資産)	2,401	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	720	<b>I 株主資本</b>	<b>8,681</b>
繰延税金資産	606	資本金	10
その他	1,074	資本剰余金	2,004
		利益剰余金	6,667
		自己株式	△0
		<b>II その他の包括利益累計額</b>	<b>429</b>
		その他有価証券評価差額金	79
		為替換算調整勘定	350
		<b>III 非支配株主持分</b>	<b>100</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>9,211</b>
<b>資産合計</b>	<b>30,826</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>30,826</b>

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

勘定科目	金額	
売上高		14,961
売上原価		10,722
売上総利益		4,238
販売費及び一般管理費		2,806
営業利益		1,432
営業外収益		
補助金収入	83	
為替差益	23	
投資事業組合運用益	45	
その他の	59	210
営業外費用		
支払利息	121	
投資事業組合運用損	23	
支払手数料	34	
上場関連費用	23	
その他の	25	226
経常利益		1,416
特別利益		
負のれん発生益	2,339	
その他の	18	2,357
特別損失		
のれん償却額	43	
その他の	1	43
税金等調整前当期純利益		3,730
法人税、住民税及び事業税	627	
法人税等調整額	11	639
当期純利益		3,091
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		3,091

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	55	187	3,576	-	3,818
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	886	886			1,772
親会社株主に 帰属する当期純利益			3,091		3,091
自己株式の取得				△0	△0
資本金から剰余金への振替	△931	931			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△45	1,817	3,091	△0	4,863
当 期 末 残 高	10	2,004	6,667	△0	8,681

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	17	67	84	100	4,002
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,772
親会社株主に 帰属する当期純利益					3,091
自己株式の取得					△0
資本金から剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	62	283	345	-	345
当 期 変 動 額 合 計	62	283	345	-	5,208
当 期 末 残 高	79	350	429	100	9,211

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 34社（前連結会計年度15社）

主要な連結子会社の名称

株式会社豊島製作所  
株式会社東洋マーク  
FAシンカテクノロジー株式会社  
エムエスシー製造株式会社  
株式会社篠原製作所  
京和精工株式会社  
株式会社キンポーメルテック  
株式会社エアロクラフトジャパン  
株式会社天鳥  
株式会社ティオック  
株式会社ミヤサカ工業  
株式会社サンテック産業  
株式会社アルファースシステム  
株式会社神田鉄工所  
株式会社多賀製作所  
多賀精密五金（天津）有限公司  
株式会社山泰製作所  
株式会社山泰鋳工所  
株式会社アドバンス  
株式会社NGTGトレーディング

新たに株式を取得したことにより株式会社ミヤサカ工業、株式会社サンテック産業、株式会社アルファースシステム、株式会社神田鉄工所、株式会社多賀製作所、多賀精密五金（天津）有限公司、株式会社山泰製作所、株式会社山泰鋳工所、株式会社アドバンス他6社を、新たに設立したことにより8社を、それぞれ連結の範囲に含めております。また、吸収合併により消滅したことにより4社をそれぞれ連結の範囲から除外しております。

#### (2)非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法

b 製品・仕掛品

主として総平均法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、連結子会社の一部は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～38年

機械装置及び運搬具 2～14年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

各連結子会社の収益は、主に製品の販売によるものであります。当該製品の収益は、主として顧客に製品を引渡した時点で収益を認識しております。また、一部の販売については、出荷から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し投資効果が見込まれる期間を見積り、20年以内の合理的な年数により均等償却しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

4 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	8,399百万円
無形固定資産 (のれんを含む)	3,085百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産 (のれんを含む) のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、将来の事業計画に基づくキャッシュ・フロー等の見積りを基礎として、減損の認識の要否の判定を実施しております。各資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる当社グループの事業計画には、顧客からの受注の予測等の仮定が含まれております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、有形固定資産及び無形固定資産 (のれんを含む) の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,950百万円  
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保資産及び担保付債務

現金及び預金	731百万円
建物及び構築物	1,102百万円
機械装置及び運搬具	74百万円
土地	2,360百万円
計	4,267百万円
長期借入金 (注) 1. 2.	5,188百万円
計	5,188百万円

(注) 1. 根抵当権によって担保されている債務については、期末残高又は極度額のいずれか少ない額を記載しております。

2. 1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

### 3. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行13行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく、当連結会計年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約の総額	5,230百万円
借入実行残高	3,354百万円
差額	1,876百万円

4. 電子記録債権割引高及び電子記録債権裏書譲渡高 130百万円

### 連結損益計算書に関する注記

#### 1. 負ののれん発生益

負ののれん発生益は、株式会社アルファースシステム及び株式会社多賀製作所の株式を取得し連結子会社化したことにより発生したものであります。

#### 2. のれん償却額

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」〔企業会計基準委員会 移管指針第4号 2024年7月1日〕第32項の規定に基づき、当社の連結子会社であるFAシンカテクノロジー株式会社ののれん償却額43百万円を特別損失に計上したものであります。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (注)	7,882,778	963,200	－	8,845,978
合計	7,882,778	963,200	－	8,845,978

(注) 当連結会計年度増加株式数は、新株の発行によるものであります。

## 2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
自己株式				
普通株式 (注)	－	16	－	16
合計	－	16	－	16

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であり、譲受先が譲受以前から保有していたデリバティブ取引が存在する場合は、可能な限り早期に取引を解消する方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク及びその管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの「与信管理規程」に従い、その低減を図っております。営業債務である支払手形、買掛金、電子記録債務は1年以内の支払期日であります。投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、投資事業有限責任組合出資金、匿名組合出資金については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。借入金及び社債は、主に設備投資及び買収資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、リース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらのうち一部は金利変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について

は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	238	238	－
資産計	238	238	－
社債	(41)	(40)	1
長期借入金	(12,471)	(12,199)	272
リース債務	(310)	(301)	10
負債計	(12,822)	(12,540)	282

注1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」「契約負債」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

注2. 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

注3. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金及び匿名組合出資金	482百万円

投資事業有限責任組合出資金及び匿名組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取り扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

注4. 社債には1年内償還予定の金額を、長期借入金及びリース債務には1年内返済予定の金額を含めております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

## (1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	238	—	—	238
資産計	238	—	—	238

## (2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	40	—	40
長期借入金	—	12,199	—	12,199
リース債務	—	301	—	301
負債計	—	12,540	—	12,540

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 社債、長期借入金及びリース債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

一時点で移転される財又はサービス	14,915
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—
顧客との契約から生じる収益	14,915
その他の収益	46
外部顧客への売上高	14,961

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる事項

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度	期首残高	期末残高
契約負債	44	86

契約負債は製品の引渡前に顧客から受け取った前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、44百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格が含まれていない重要な金額はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,029.91円
- 1 株当たり当期純利益 353.82円

## 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合（堀越精機株式会社）

当社は、2026年1月16日に当社の連結子会社である株式会社NGTG17が、堀越精機株式会社の全発行済株式（自己株式を除く）を取得することを決定し、同日付で取得しました。

### 企業結合の内容

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	堀越精機株式会社
事業の内容	各種産業機器・機械の切削加工

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは引継ぎ手のいない中小製造業及び製造業に関連する企業を譲り受け、その事業を継続及び譲受企業の永続的な発展、また企業同士の相乗効果を生み出すことを試み、海外市場においても比較優位を発揮できる高い競争力を持つ企業グループへと成長していくことを目指しております。

堀越精機の切削加工技術は世界のものづくりを下支えする、社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式取得を決定したものであります。

③ 企業結合日

2026年1月16日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称に変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

⑧ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,612百万円
-------	----	----------

### 資金の借入

当社は、堀越精機株式会社の株式取得に要した資金への充当を目的として、当社の連結子会社である株式会社NGTG17が財務上の特約が付されたシンジケートローン契約を締結することを2026年2月26日付で決定いたしました。

## (1)契約の概要

1	契約形態	シンジケートローン契約
2	アレンジャー兼エージェント	株式会社横浜銀行
3	借入金額	2,100百万円
4	契約締結日	2026年2月26日
5	借入期間	10年
6	借入利率	変動金利
7	返済方法	元本均等返済
8	担保の有無	有

## (2)本契約に付された財務上の特約の内容

- ・株式会社NGTG17及び堀越精機株式会社の各貸借対照表における純資産の部の金額の合計額につき、①直前の決算期末の当該金額、又は、②堀越精機における2026年3月期末の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること
- ・NGTG17及び堀越精機の各損益計算書における経常損益の合計額につき、2期連続して損失を計上しないこと
- ・当社の連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期末の金額または2024年12月期末の金額のいずれか大きい方の50%以上に維持すること
- ・当社の連結調整後EBITDAをプラスに維持すること

## その他の注記

### (企業結合等に関する注記)

株式会社ミヤサカ工業の株式取得による企業結合

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式会社ミヤサカ工業

センターレス研削・平面研削加工と自社開発製品（「コックン」シリーズ）の販売

##### (2) 企業結合を行った主な理由

ミヤサカ工業のセンターレス研削技術は世界のものづくりを下支えし、また、同社の自社開発製品事業は人々の生活をはじめ幅広い産業を下支えする、いずれも社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式を取得するこ

とにいたしました。

- (3) 企業結合日 2025年4月1日
- (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率 100.00%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社の連結子会社が、現金を対価とした株式取得により被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
2025年4月1日から2025年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
取得の対価                      現金                      681百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザー費用等                      62百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん                      142百万円
- (2) 発生原因  
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- (3) 償却方法及び償却期間                      16年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	330	百万円
固定資産	735	
資産合計	1,064	
流動負債	85	
固定負債	440	
負債合計	525	

株式会社サンテック産業の株式取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容  
株式会社サンテック産業  
焼鈍、ショットブラスト、金属表面潤滑処理

(2) 企業結合を行った主な理由

サンテック産業の熱処理、ショットブラスト及び表面潤滑処理（ボンデ処理）の技術は世界のものづくりを下支えする、社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式を取得することにいたしました。

(3) 企業結合日 2025年4月25日

(4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が、現金を対価とした株式取得により被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,601百万円
-------	----	----------

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	95百万円
-----------	-------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 927百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	603	百万円
固定資産	670	
資産合計	1,273	
流動負債	151	
固定負債	448	
負債合計	599	

## 株式会社神田鉄工所の株式取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式会社神田鉄工所  
各種産業機器・機械の切削加工

#### (2) 企業結合を行った主な理由

神田鉄工所の切削加工技術は世界のものづくりを下支える社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式を取得することにいたしました。

#### (3) 企業結合日 2025年8月8日

#### (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率 100.00%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が、現金を対価とした株式取得により被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年8月1日から2025年12月31日

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	927百万円
-------	----	--------

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	70百万円
-----------	-------

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 553百万円

#### (2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 14年間にわたる均等償却

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	639	百万円
固定資産	125	
資産合計	764	
流動負債	279	
固定負債	110	
負債合計	389	

## 株式会社アルファシステムの株式取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式会社アルファシステム  
電源機器の設計・製造・販売

#### (2) 企業結合を行った主な理由

アルファシステムの電源機器に関する設計・製造技術は世界のものづくり及び生活インフラを下支えする、社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式を取得することにいたしました。

#### (3) 企業結合日 2025年8月25日

#### (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率 100.00%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とした株式取得により被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年8月1日から2025年12月31日

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	992百万円
-------	----	--------

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	71百万円
-----------	-------

### 5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額 331百万円

#### (2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,443	百万円
固定資産	836	
資産合計	2,280	
流動負債	44	
固定負債	914	
負債合計	957	

## 株式会社山泰製作所及び株式会社山泰鋳工所の株式取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式会社山泰製作所 精密切削加工・組立

株式会社山泰鋳工所 鋳造

#### (2) 企業結合を行った主な理由

山泰製作所の精密切削加工・組立技術及び山泰鋳工所の鋳造技術は、世界のものづくりを下支えする社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式を取得することにいたしました。

#### (3) 企業結合日 2025年10月1日

#### (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率 100.00%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が、現金を対価とした株式取得により被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,750百万円
-------	----	----------

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	112百万円
-----------	--------

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 690百万円

#### (2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 16年間にわたる均等償却

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,819	百万円
固定資産	872	
資産合計	2,691	
流動負債	999	
固定負債	631	
負債合計	1,631	

## 株式会社多賀製作所の株式取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式会社多賀製作所

自動車用ブレーキ及びEVの金属ばね部品の製造

#### (2) 企業結合を行った主な理由

多賀製作所の自動車用ブレーキ及びEV部品へ使われる金属ばね製造技術は、世界のものづくりを下支えする社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式を取得することにいたしました。

#### (3) 企業結合日 2025年10月10日

#### (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率 100.00%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が、現金を対価とした株式取得により被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,379百万円
-------	----	----------

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	86百万円
-----------	-------

### 5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額 2,009百万円

#### (2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,021	百万円
固定資産	3,340	
資産合計	7,361	
流動負債	1,595	
固定負債	954	
負債合計	2,549	

## 株式会社アドバンスの株式取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式会社アドバンス

フォークリフトの中古販売、買取、輸出、レンタル、メンテナンス

#### (2) 企業結合を行った主な理由

アドバンスのフォークリフトの中古販売、買取、輸出、レンタル、メンテナンス事業は、世界のものづくりを下支えする社会的意義の高いものであり、次世代に繋ぐべきものと考え、株式を取得することにいたしました。

#### (3) 企業結合日 2025年10月23日

#### (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率 100.00%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が、現金を対価とした株式取得により被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,610百万円
-------	----	----------

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	66百万円
-----------	-------

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 48百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 13年間にわたる均等償却

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,485	百万円
固定資産	271	
資産合計	1,756	
流動負債	73	
固定負債	121	
負債合計	194	

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>2,000</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>2,804</b>
現金及び預金	575	関係会社短期借入金	2,745
関係会社売掛金	12	未払法人税等	15
関係会社短期貸付金	1,326	未払金	4
関係会社立替金	75	関係会社未払金	2
その他	20	関係会社未払利息	26
関係会社貸倒引当金	△8	未払費用	9
		その他	3
<b>II 固定資産</b>	<b>2,903</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>400</b>
(無形固定資産)	4	関係会社事業損失引当金	400
ソフトウェア	4		
(投資その他の資産)	2,898	<b>負債合計</b>	<b>3,204</b>
関係会社株式	2,853	<b>純資産の部</b>	
従業員に対する長期貸付金	43	<b>I 株主資本</b>	<b>1,699</b>
繰延税金資産	1	資本金	10
その他	1	資本剰余金	2,076
		資本準備金	1,144
		その他資本剰余金	931
		<b>利益剰余金</b>	<b>△387</b>
		その他利益剰余金	△387
		繰越利益剰余金	△387
		<b>自己株式</b>	<b>△0</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,699</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,903</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,903</b>

# 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

勘 定 科 目	金 額	
売 上 高		407
売 上 総 利 益		407
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		323
営 業 利 益		84
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3	
雑 収 入	0	26
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
上 場 関 連 費 用	23	
雑 損 失	0	45
経 常 利 益		65
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	49	49
税 引 前 当 期 純 利 益		15
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21	
法 人 税 等 調 整 額	△1	21
当 期 純 損 失		5

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	55	258	-	258
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	886	886		886
自 己 株 式 の 取 得				
資 本 金 か ら 剰 余 金 へ の 振 替	△931		931	931
当 期 純 損 失				
当 期 変 動 額 合 計	△45	886	931	1,817
当 期 末 残 高	10	1,144	931	2,076

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
当 期 首 残 高	△382	△382	-	△68	△68
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行				1,772	1,772
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0	△0
資 本 金 か ら 剰 余 金 へ の 振 替				-	-
当 期 純 損 失	△5	△5		△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	△5	△5	△0	1,767	1,767
当 期 末 残 高	△387	△387	△0	1,699	1,699

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
無形固定資産  
定額法を採用しております。  
ソフトウェアは、利用可能期間（5年）による定額法により償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ②関係会社事業損失引当金  
関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準  
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。  
当社は、子会社との契約に基づき経営支援等を行っており、対価として経営支援料を収受しております。この契約においては、当社の子会社に対し経営支援等を行うことを履行義務として認識しております。  
この経営支援等は、契約における義務を履行するにつれて子会社が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり収益を計上しております。
- (5) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 会計方針の変更に関する注記

- （「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）  
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで区分掲記しておりました流動資産の「前払費用」並びに流動負債の「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社豊島製作所	458百万円
株式会社サンテック産業	575
株式会社アルファースシステム	521
株式会社山泰鋳工所	149
株式会社NGTG06	301
株式会社NGTG08	412
株式会社NGTG15	400
株式会社NGTG16	954
計	3,770百万円

(注) 株式会社NGTG06、株式会社NGTG08、株式会社NGTG15、株式会社NGTG16は譲受のための特別目的会社です。

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	407百万円
販売費及び一般管理費	3百万円
営業取引以外の取引による取引高	43百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式 (注)	-	16	-	16
合計	-	16	-	16

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	1百万円
関係会社株式	21百万円
関係会社貸倒引当金	3百万円
関係会社事業損失引当金	142百万円
合計	167百万円
評価性引当額	△166百万円
繰延税金資産合計	1百万円
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	1百万円

## 収益認識に関する注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

(2) 子会社

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社豊島製作所	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入 債務保証	経営支援 (注1)	120		
				資金の借入 (注2)	240	関係会社 短期借入金	110
				資金の返済 (注2)	240		
				債務保証 (注3)	458		
				利息の支払 (注2)	3	関係会社 未払利息	3
子会社	株式会社東洋マーク	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入	資金の借入 (注2)	-	関係会社 短期借入金	500
				利息の支払 (注2)	5	関係会社 未払利息	9
子会社	FAシンカテクノロジー株式会社	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入	資金の回収 (注2)	85	関係会社 短期貸付金	10
				利息の受取 (注2)			
子会社	京和精工株式会社	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注2)	75	関係会社 短期貸付金	75
				利息の受取 (注2)	1	関係会社 未払利息	1

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社キンポーメルテック	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入	資金の借入(注2)	100	関係会社 短期借入金	100
				利息の支払(注2)	1	関係会社 未払利息	1
子会社	株式会社エアロクラフトジャパン	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任	経営支援(注1)	59		
子会社	株式会社天鳥	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任	経営支援(注1)	42		
子会社	株式会社ミヤサカ工業	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入	資金の借入(注2)	200	関係会社 短期借入金	200
				利息の支払(注2)	2	関係会社 未払利息	2
				増資の引受	200		
子会社	株式会社サンテック産業	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 債務保証	債務保証(注3)	575		
子会社	株式会社アルファースシステム	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入 債務保証	資金の借入(注2)	1,000	関係会社 短期借入金	1,000
				利息の支払(注2)	6	関係会社 未払利息	6
				債務保証(注3)	521		
子会社	株式会社山泰鑄工所	所有 間接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 債務保証	債務保証(注3)	149		
子会社	株式会社NGTGトレーディング	所有 直接100%	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付(注2)	-	関係会社 短期貸付金(注5)	152
				資金の借入(注2)	950	関係会社 短期借入金	835
				資金の返済(注2)	115		
				利息の受取(注2)	2	関係会社 未収利息	1
				利息の支払(注2)	6	関係会社 未払利息	6
子会社	株式会社NGTG06(注4)	所有 直接100%	子会社株式の管理 債務保証	債務保証(注3)	301		
子会社	株式会社NGTG08	所有 直接100%	子会社株式の管理 資金の貸付 債務保証	債務保証(注3)	412		
子会社	株式会社NGTG11(注6)	所有 直接100%	子会社株式の管理 資金の貸付	資金の貸付(注2)	190		
				資金の回収(注2)	190		
				利息の受取(注2)	0		

種 類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社NGTG12 (注6)	所有 直接100%	子会社株式の 管理 資金の貸付	資金の貸付 (注2)	1,515		
				資金の回収 (注2)	1,515		
				利息の受取 (注2)	9		
				増資の引受	200		
子会社	株式会社NGTG13	所有 直接100%	子会社株式の 管理 増資の引受	増資の引受	100		
子会社	株式会社NGTG14	所有 直接100%	子会社株式の 管理 資金の貸付 増資の引受	資金の貸付 (注2)	250	関係会社 短期貸付金	250
				利息の受取 (注2)	1	関係会社 未収利息	1
				増資の引受	400		
子会社	株式会社NGTG15	所有 直接100%	子会社株式の 管理 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 (注2)	1,690	関係会社 短期貸付金	838
				資金の回収 (注2)	852		
				利息の受取 (注2)	7	関係会社 未収利息	7
				債務保証 (注3)	400		
子会社	株式会社NGTG16	所有 直接100%	子会社株式の 管理 債務保証 増資の引受	増資の引受	200		
				債務保証 (注3)	954		
子会社	株式会社NGTG16	所有 直接100%	子会社株式の 管理 債務保証 増資の引受	増資の引受	300		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営支援料については、対象会社の規模等を鑑み一定の基準に基づき決定しております。  
(注2) 各子会社に対する資金借入及び資金貸付の利率については、市場金利を勘案して決定しております。  
(注3) 金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。  
(注4) 株式会社NGTG06に対して、関係会社事業損失引当金400百万円を計上しております。  
(注5) 株式会社NGTGトレーディングへの関係会社短期貸付金に対して、関係会社貸倒引当金8百万円を計上しております。  
(注6) 株式会社NGTG11並びに株式会社NGTG12は当事業年度中にそれぞれ株式会社ミヤサカ工業並びに株式会社サンテック産業と合併したことにより消滅しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 192円01銭  
(2) 1株当たり当期純損失 0円61銭

## 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## その他の注記

### (企業結合等に関する注記)

企業結合等に関する注記については、「連結注記表 その他の注記 (企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

株式会社技術承継機構  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾形 隆紀

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中居 仁良

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社技術承継機構の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社技術承継機構及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

株式会社技術承継機構  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲

指有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾形 隆紀

指有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中居 仁良

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社技術承継機構の2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

株式会社技術承継機構 監査役会

常勤監査役 岩間 正俊 ㊟

監査役（社外監査役） 沖田 美恵子 ㊟

一時監査役（社外監査役） 檜原 英治 ㊟

(注) 小暮克夫氏の辞任により法令に定める監査役会に1名の欠員が生じたため、東京地方裁判所に一時監査役の選任の申し立てを行い、2025年5月13日付で檜原英治氏が一時監査役に選任され、就任しております。

以 上